

職域募金有料資材取扱事務要領

1. 目的

赤い羽根募金は、「自分のまちを良くするしくみ」として、身近な地域の福祉活動として役立てられている。昨今、社会経済が低迷する中で、それに比例して募金額の減少が大きな課題となっている。それに相反し、地域が抱える課題は年々増しているところだ。

そこで、地域活性化と募金の増強による地域福祉の推進を図るため、地元の企業・事業所と協力し、地元の商品を職域募金有料資材として取り扱うためにこの要領を定める。

2. 実施主体

長崎県共同募金会平戸市支会

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会

3. 実施方法

- (1) 主旨に賛同する地元の企業・事業所に、職域募金用商品の作成依頼（募集）を行い、応募があった商品から若干数の商品を選定する。（商品は1つ1,000円程度とする。）
- (2) 商品のチラシを作成し、職域募金を実施している職域に対し職域募金の依頼を行う。
- (3) 職域ごとに購入を希望する商品を社協（支所を含む）へ申し込む。
- (4) 社協は申込み商品の取りまとめを行い、商品の発注を企業・事業所に行う。
- (5) 企業・事業所は商品が揃ったら社協へ納品し、社協は申込みがあった職域に届け、商品と引き換えに代金を受領する。
- (6) 社協は、事前に事業者と取り決めした価格にて商品代金を支払う。販売価格と仕入れ額の差額を職域募金として取り扱う。（原則として、募金額の30%～50%程度が収益となるように設定する。）

4. その他

- (1) 募金の結果等については、広報誌等に掲載するなど広くお知らせする。